



鳥労発基 0821 第 11 号
令和 5 年 8 月 21 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長

建設工事現場における墜落・転落災害防止対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 7 月末日現在の建設業における労働災害発生状況を見ますと、墜落・転落災害による休業 4 日以上の子傷者数（以下、「死傷者数」という。）が 24 人に上り、令和 4 年 1 年間の建設業における墜落・転落災害による死傷者数 22 人を上回ることとなりました。

この状況を受け、当局では、当局管内の建設工事現場に対して、墜落・転落災害が急増していることの注意喚起と、その防止対策の徹底を図らせることを目的に、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添リーフレットをご活用になり、傘下会員等の関係事業者に対する墜落・転落災害防止対策の推進について、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、当局のホームページに墜落・転落災害防止対策に関する特設ページを下記のとおり開設しましたので、各建設工事現場に対する当該ホームページの周知及びその活用の促進につきましても併せてご配意願います。

●鳥取労働局 墜落・転落防止対策に関する特設ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01787.html



建設現場における

緊急!!

墜落・転落災害を 防ごう！

建設業での墜落・転落災害が急増しています。

令和5年7月末時点において、当局管内の建設業における墜落・転落災害による休業4日以上死傷者数（以下、「死傷者数」といいます。）は24人となっており、これは、令和4年1年間に発生した当局管内の建設業における墜落・転落災害による死傷者数22人をすでに上回っています。

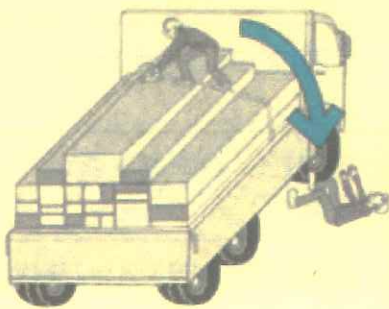
墜落・転落災害は、段差、高低差のある場所ではどこでも起き得る災害である一方、発生すると死亡又は一命を取り留めたとしても後遺症が残るなどの重篤な結果につながりやすい災害であり、優先して防止対策に取り組む必要があります。

裏面のチェックリストを活用し、建設現場における墜落・転落災害の防止対策を徹底しましょう。

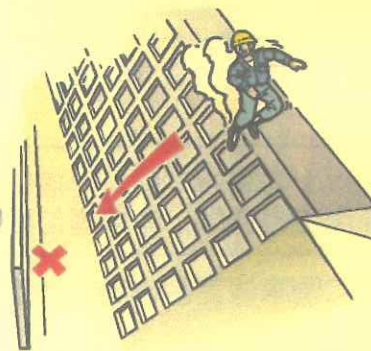
●当局の建設現場で発生している主な墜落・転落災害



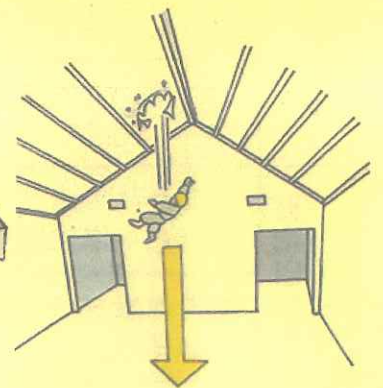
脚立・はしご
からの墜落・
転落



トラックの荷台
からの墜落・転落



法面・よう壁天端
からの墜落・転落



屋根・床の
踏み抜きによる
墜落・転落



鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

● 墜落・転落防止対策チェックリスト

足場における対策		「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」にある「より安全な措置」を講じているか。		
		躯体の壁から1 m以上の幅のある箇所では本足場を設置しているか。		
		作業開始前や大雨等の悪天候後に手すりや作業床等の脱落の有無等法定の事項について足場の点検を行っているか。		
		無断で手すりの取り外しや手すりの乗り越え等の不安全行動をしないよう作業員に指導しているか。		
足場の設置が困難な場所における対策 (屋根、もや、はり、けた、法面、狭あいな場所等)		本当に足場の設置や高所作業車の利用が困難な場所であるか。		
		作業者に国家検定合格品である「墜落時保護用」の保護帽を使用させているか。		
		地面から高さ2 m以上の箇所では、墜落制止用器具(安全带)を使用させているか(ハーネス型使用のときは、着用者に要特別教育)。		
		墜落制止用器具(安全带)を安全に取り付けるための設備等(親綱等)を設けているか。		
		高さ5 m以上の箇所で作業を行う作業員には、ハーネス型の墜落制止用器具を使用させているか。		
	ロープ高所作業		安全に作業をするために作業場所の調査・記録、これに基づく作業計画を定めているか。	
			メインロープ及びライフラインは十分な強度等法定の事項を備え、かつ法定の措置を講じたものを設けているか。	
			作業員は、特別教育修了者であるか。	
			作業指揮者を定め、当人に作業員の墜落制止用器具等の保護具の使用状況を監視させているか。	
	使用時	はしご・脚立	使用するはしご・脚立について、丈夫な構造等、使用前に予め法定の事項に適合していることを確認して使っているか。	
脚立使用時は3点支持(両足・重心)ができる姿勢で作業員に使用させているか。				
貨物自動車(トラック等)の荷台等における対策		地面から高さ2 m以上の箇所では、墜落制止用器具(安全带)を使用させているか(ハーネス型使用のときは、着用者に要特別教育)。		
		荷役作業を行う者に国家検定合格品である「墜落時保護用」の保護帽を使用させているか。		
		荷台への昇降設備(備付のものを含む。)を用意しているか。		
		あおりを立てるときは固定させているか。		
		あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等、又は墜落制止用器具を有効に使うための取付設備を用意しているか。		

鳥取労働局の墜落・転落防止対策特設HPをチェック!



(R5.8)